

令和2年度第1回諫早市健康福祉審議会

1 日 時 令和2年10月16日(木)午後7時～

2 場 所 諫早市高城会館 1階大研修室

3 出席者 委員 20名

池田孝之委員

市川ひとみ委員

大久保てるひ委員

小川政吉委員

小野由利子委員

管原正志委員

出口晴彦委員

寺井雄一委員

中尾理恵子委員

中野伸彦委員

中村康司委員

二里淳司委員

福田富美子委員

堀 剛委員

松藤久傳委員

満岡 渉委員

森 淳子委員

森 恵律子委員

森 多久男委員

山口 実委員

欠席者 委員 0名

事務局 15名

4 会議次第

委嘱状交付式

1 委嘱状交付

2 市長挨拶

健康福祉審議会

1 開会

2 会長選出

3 議事

(1) 職務代理者指名

- (2) 議事録署名人指名
- (3) 部会委員の指名
- (4) 諫早市地域福祉計画（諫早市健康福祉総合計画）について
- 4 その他
- 5 閉会

【委嘱状交付式】

1. 委嘱状交付

(略) ○事務局

2. 副市長挨拶

○事務局

それではここで、副市長が御挨拶を申し上げます。

○副市長

本日は御多忙の中を、また昼間のお仕事でお疲れのところを御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま、健康福祉審議会委員の委嘱状を交付させていただきましたが、皆様には快く就任を御承諾いただきましたことに、心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

この審議会でございますけれども、市民の健康増進、社会福祉の向上、そして、医療体制の充実を図ることを目的に設置しておりまして、健康、福祉、医療の各分野に関する基本計画、実施計画、その他重要事項について、調査、審議することが所掌事務になっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

新型コロナウイルス感染症についてでございますが、長崎県内におきましては、9月以降、新規感染者の報告は数例にとどまっておりまして、諫早市内では、8月9日以降、新規感染者の報告はあっておりません。しかしながら、これからインフルエンザにも注意すべき季節となりますので、市といたしましては、新しい生活様式の実践とインフルエンザ予防接種について、市民の皆様積極的に取り組んでいただけるよう周知を図っているところでございます。

なお、本日の会議におきましては、3つの密を避ける席の配置や議事進行の簡略化等により、感染防止に取り組んでおりますので、その旨、御了承いただきたいと存じます。

本日は、令和4年度からの諫早市地域福祉計画について諮問させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。この計画でございますが、社会福祉法第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画として、地域福祉を総合的かつ計画的に推進するために策定するものでございます。今回の計画は、社会福祉法の一部改正により盛り込まれました、地域共生社会の実現に向けた地域づくりと包括的な支援体制の整備に関する事項を踏まえた内容に見直すとともに、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく施策についての基本的な計画、それに、再犯の防止等の推進に関する法律に基づく地方再犯防止推進計画を包含した計画にしたいと考えております。

この後、御審議をお願いするわけでございますが、あらゆる面からの検討が

必要でありますので、各分野において専門的な知識と豊富な経験をお持ちであります皆様、率直な御意見を賜りたいと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

誠に簡単ではございますけれども、委嘱状交付に当たっての挨拶とさせていただきます。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

以上をもちまして委嘱状交付式を閉式いたします。

大変恐縮ですが、ここで副市長は公務の都合により退席させていただきます。

【第1回健康福祉審議会】

1. 開会

○事務局

引き続き、令和2年度第1回健康福祉審議会に移ります。

本日の出席者について御報告をいたします。

本日は委員20名全員の出席をいただいております。諫早市健康福祉審議会条例第7条第2項の規定により、委員の過半数の出席が認められますので、本会議が成立することを御報告いたします。

なお、本日御出席の委員の皆様及び事務局職員につきましては、お手元に配付させていただいております座席表のとおりとなりますので、御確認をお願いします。

それでは、会議を開会いたします。

審議会の進行につきましては、本来であれば審議会会長が行うところですが、まだ選出されておられませんので、それまでの間、進行を事務局において務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

なお、これよりの協議に当たり、御発言いただく際は、挙手の上、係の者がお持ちいたしますマイクにてお願いいたします。また、議事録作成の都合上、御発言につきましては録音させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

2. 会長選出

○事務局

それでは、会長を選出していただきます。会長は諫早市健康福祉審議会条例第5条第1項の規定により委員の互選となっておりますので、協議をお願いいたします。

A委員。

○A委員

ただいま会長を選任ということでございますけれども、諫早市社会福祉協議会の寺井会長に、前回も会長を引き受けていただいていると思っておりますので、今

回もぜひお受けいただければと思うんですけど、いかがでしょう。

○事務局

A委員から、諫早市社協の寺井会長にという御発言がありました。委員の皆様、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○事務局

では、寺井委員、会長席へお願いいたします。

では、ここからは寺井会長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○会長

皆様、改めましてこんばんは。

選任をいただきましたので、会長を務めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

ここ数か月、本当にコロナ禍という中で、それぞれの機関、団体ともに、非常に不自由な活動、あるいは仕事という形になっているのではないかなと思っています。

今回のコロナ禍を通して考えて、私、3つのことを思いました。災害というのは進化をするものだなというのが1つ。2つ目は、予期せぬ展開をしていくんだなと感じました。また、3つ目は、国際的に広がるんだなという、この3つを強く感じたところです。それぞれ本当に工夫を懲らしながら、今、活動をされてるんじゃないかなと思うんですが、よりその工夫を重ねる中で学んだことで、また少し乗り越えられる部分もあるんじゃないかなと思っているところです。

さて、審議会を進めていくわけですが、諫早市が高齢者にとって優しい市であること、それから、若者が本当に夢や希望を持って仕事ができる、そして、また子どもたちも、あるいはお父さん、お母さん方も安心していける諫早市ということを、この審議会、それから4つの専門部会を通じてやっていきたいなと思っています。

計画のないところに行動はありません。行動がないところに成果はありません。そういった中で、本当にみんなで協力しながら、審議を重ねながら頑張っていきたいなと思います。よろしく御協力をお願いいたします。

3. 議事

(1) 職務代理者指名

(2) 議事録署名人指名

(3) 部会委員の指名

(4) 諫早市地域福祉計画（諫早市健康福祉総合計画）について

○会長

議事に入ります。

まず議事の1番目ですが、職務代理者の指名ということですので、諫早市の健康福祉審議会条例第5条第3項の規定により、職務代理者を指名させていただきたいと思っております。

特に差し支えがなければ、諫早市医師会会長の山口委員にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山口委員

よろしくお願ひいたします。

○会長

ありがとうございます。

では、山口委員、よろしくお願ひいたします。

次に議事の2番目ですが、議事録の署名人を指名したいと思っております。

これも、もしよければ、小野由利子委員にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員

よろしくお願ひいたします。

○会長

それでは、議事の3番目に入っていきたいと思っておりますが、部会委員の指名についてを議題といたします。

まず、本審議会と部会の構成について事務局に説明を求めます。

お願ひします。

○福祉総務課長

皆様、こんばんは。日頃から大変御世話になっております。

私から健康福祉審議会と部会につきまして、御説明を申し上げたいと思っております。

それでは、参考資料の1ページをお開きいただきたいと思います。右肩に参考資料と表示した、その1ページでございます。横向きのページでございますが、よろしいでしょうか。諫早市健康福祉審議会及び各専門部会構成と題したものでございます。よろしいでしょうか。

この健康福祉審議会は、この資料の4ページにも掲載されております、諫早市健康福祉審議会条例に基づきまして、市民の健康増進、社会福祉の向上及び医療体制の充実を図るため、市長の附属機関として設置するものでございます。所掌事務としましては、市長の諮問に応じまして、健康、福祉、医療に関する

計画や重要事項につきまして、調査、審議する機関となります。委員は20名で、学識経験者6名、社会福祉事業従事者4名、医療事業従事者4名、社会福祉団体・その他公共的団体に属する6名で構成をお願いしております。

これまでの開催状況については、左下のところに記載のとおりでございます。

次に、資料の右側、専門作業部会でございますが、これまで、高齢福祉部会、障害福祉部会、健康医療部会、子ども・子育て部会の4つの部会を設置しております。今後、基本的にはこのような構成で、調査、審議をお願いしたいと考えております。

各部会の委員は、本審議会の委員と臨時委員とで構成をし、臨時委員につきましては、部会の開催時に改めて任命することとなっております。審議会委員の皆様におかれましては、本日、会長の指名により、部会の委員をお願いするものでございます。

なお、この資料の2ページには諫早市健康福祉施策関連計画の概要、3ページには健康福祉に関する計画の期間を掲載しておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。

私の説明としましては以上でございます。

○会長

ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたとおり、本審議会に4つの部会、高齢福祉部会、障害福祉部会、健康医療部会、子ども・子育て部会の4つの部会を設置いたします。つきましては、各部会に属する委員は、諫早市健康福祉審議会条例第8条第2項の規定により会長が指名することとなっておりますので、議事資料1ページにあります部会委員名簿（案）のとおり指名させていただきたいと思いますが、御承認いただけますでしょうか。

御承認いただければ、拍手でお願いします。

〔拍手する者あり〕

○会長

ありがとうございます。

今、御承認いただきましたので、部会委員は名簿のとおり指名をいたします。よろしくお願いいたします。

次に、議事の4番目、諫早市から本審議会に諮問されております、諫早市地域福祉計画（諫早市健康福祉総合計画）についてを議題といたします。

再度、事務局から説明をお願いいたします。

○福祉総務課長

それでは、私から御説明を申し上げます。

諫早市地域福祉計画（諫早市健康福祉総合計画）の概要でございます。

説明に際しましては、資料の記載を要約することがございますので、その旨、御了承いただきたいと思っております。

ページが前後いたしますが、議事資料の5ページをまずお開きいただきたいと思っております。

5ページの図は、諫早市地域福祉計画と関連する市の行政計画などとの関係をイメージとして示したものでございます。地域福祉計画は、諫早市総合計画を踏まえ、地域福祉推進に係る基本理念や施策の方向性を定めた行政計画でありまして、次期計画の策定に当たっては、社会福祉法の改正に伴う計画の見直し、成年後見制度利用促進計画、地域再犯防止推進計画を反映させようとするものでございます。

図の下のほうには4つの計画がございますが、これらの計画と地域福祉計画は、理念の共有、整合を図ることとしております。また、図の右側に記載しております、市社会福祉協議会が策定しております地域福祉活動計画等とも連携していくこととしております。

続きまして、資料の4ページをお開きいただきたいと思っております。

今般の社会福祉法の改正に伴い、新たなキーワードとして示されました地域共生社会につきまして御説明をいたします。

地域共生社会とは、制度・分野ごとの、縦割りや、支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会でございます。

続いて、資料の2ページをお開きいただきたいと思っております。A3の横の資料でございます。

こちらの表は、地域福祉計画の概要をまとめたものでございます。左側の一番上、1番目の計画の名称につきましては記載のとおりでございます。

2番目の根拠法令等につきましては、3本の法律がございまして、この資料の3ページに関係規定の条文を抜粋しておりますので、後ほど御確認をいただければと思っております。

3番目の現計画の策定期間でございますが、現行の地域福祉計画は平成29年3月に策定をし、その計画期間は平成29年度から令和3年度までの5年間となっております。

4番目の計画見直しのポイントといたしましては、①社会福祉法の一部改正により規定された、地域共生社会の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備に関する事項を踏まえた計画の見直しを行います。

②次期地域福祉計画は、地域共生社会の実現を目指した計画とする観点から、成年後見制度の利用促進を目的とした成年後見制度の利用の促進に関する施策

についての基本的な計画を包含するとともに、地域共生社会の実現に当たっては、安全・安心な地域づくりも必要不可欠な要素であることを踏まえ、犯罪をした者等の再犯を防止し、円滑な社会復帰を支援することを目的とした地方再犯防止推進計画を包含した計画として策定することとしております。

③策定に当たりましては、関連する市の行政計画と整合性を図るとともに、国・県の計画や関係指針等を踏まえながら見直しを行ってまいります。

④一方で、地域福祉推進の中核的な役割を担っておられます諫早市社会福祉協議会におかれましては、本市地域福祉計画と連携した地域福祉活動計画、いわゆるかんしゃプランを策定されておられます。この計画は、地域福祉推進の担い手という立場で、住民主体による地域福祉推進のための具体的な活動などを定めた計画でございます。両計画とも時期を同じくして見直しを行うことから、市と社会福祉協議会が連携をして作業を進め、基本理念の共有、内容の整合性を図ってまいりたいと考えております。

⑤次期地域福祉計画の計画期間は、令和4年度からの5年間といたします。資料の右側でございます。

5番目の策定の趣旨としましては、地域共生社会の実現に必要な地域福祉の推進に関する基本理念や施策の方向性を定めるために策定するものでございます。

6番目の計画の性格・役割につきましては、①社会福祉法第107条に定める市町村地域福祉計画であるとともに、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画及び再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく地方再犯防止推進計画を包含した計画でございます。

②諫早市総合計画における健康福祉分野の施策を具体化する計画でございます。

③各福祉分野の個別計画、これは高齢者、障害者、子ども・子育て、健康増進、これらの個別計画を総括する上位計画となります。

7番目の計画に盛り込むべき事項につきましては、①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項。②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項。③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項。④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項。⑤地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項。⑥成年後見制度の利用の促進に関する施策に関する事項。⑦再犯の防止等に関する施策に関する事項でございます。これらの事項につきましては、それぞれの法律に規定があるものでございます。

8番目の新規計画の策定期間につきましては、令和4年3月頃を予定しております。

9番目の担当課は、私ども福祉総務課でございます。

続きまして、この資料の6ページをお開きいただきたいと思っております。

6ページの表でございますが、これは現時点におけます地域福祉計画の策定スケジュールを示しております。本日の審議会を第1回目といたしまして、令和3年には、市民、地区社協等の皆様を対象としたアンケートを実施し、具体的な計画の骨子案及び素案を策定していきたいと考えております。令和4年には、パブリックコメントを経て、計画の答申案をお示ししたいと考えております。

このようなスケジュールの中で、今後、予定しております本審議会におきましても、進捗状況に応じた御説明をいたしますので、引き続きよろしくお願いを申し上げます。

以上、簡単ではございますが、資料の説明に代えさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○会長

ありがとうございました。

今、福祉総務課長様から議事資料の5ページ、4ページ、2ページ、3ページ、6ページという順で説明をいただきました。概要なので、今後また、いろいろ考えていく必要もあるかと思いますが、取りあえず、今の御説明があった中で、特にこれについて確認をしたい、お尋ねをしたいというのがありましたらお願いいたします。

A委員。

○A委員

この地域福祉計画の説明があった中で、2点ほど確認をさせていただければと思います。

1点目は、こういう見直しという表現が使われておるんですけども、現計画が令和3年度までということになるんですけども、次期計画でこの見直しの部分は取り上げていくのか、または来年まである現計画の中で、この見直しとして若干修正をかけていくのかという点が1点。

それから、もう一点、この見直しのポイントの中で、再犯防止、社会復帰を支援するという表現が出てくるわけですけども、これらは令和3年度までの計画の中では、いわゆる防犯という位置づけだったと思っておるんです。今回は、その犯罪者を更生させるんですよという計画も盛り込むというふうにも受け取れるわけですけど、この防犯、犯罪の防止という立場から、既に犯罪を犯した人を、その再犯をさせないように導いていくということまでかなり踏み込

んであるような、そんな感じを受けたんですけども。この防犯、再犯防止という考え方に至った、こういう見直しをするという、この経緯を、もう少し詳しく説明してもらえないでしょうか。

○会長

A委員から2点お尋ねがありました。1点目は、この計画を進めるうち、見直しの視点です、これが1点。もう一点は、再犯防止という考え方に至った経緯はどうかという、この2点についてお尋ねがありました。事務局、回答をお願いします。

○福祉総務課長

ただいまのA委員の御質問にお答えを申し上げます。

まず1点目の、この計画の見直しという説明についての御質問でございました。今回の地域福祉計画、本日、諮問をさせていただいております内容の中で、社会福祉法の改正に伴う見直しということで、先ほど御説明をさせていただきました。地域共生社会というキーワードについても御説明したとおりでございますが、こうした地域共生社会というものが、これまでの概念よりもかなり広いといえますか、先ほど若干御説明いたしました、縦割りの制度を超えて、地域の生活課題に対して対応していくという概念でございまして、これまでの現行の地域福祉計画を、その法律の改正に伴う部分で見直しをしていくと。簡単に申し上げればそういったこととなります。

ただ、これまで積み重ねてきたものは、当然ながら今後も生かしていくということでございますので、法律の改正によって何を変えるべきなのか、あるいは変えないべきなのか、そこは、今後、計画の策定に向けた作業の中で整理をしていきたいと考えております。

それと、もう一点の再犯防止の件でございます。これまでは確かに、現行の計画の中では、防犯という観点で計画がございました。今回のこの再犯防止というものにつきましても、平成28年に再犯の防止等の推進に関する法律が制定をされ、その後、この地域福祉計画、あるいは、その他の個別の計画で策定する動きもございますけれども、国で、つまり法務省でこれを進めているということでございます。

背景としましては、この高齢化社会の中で、実は刑務所に収監されている人々といえますか、そういった人も高齢化が進んでおります。その一方で、例えば知的障害のある方も含まれております。そういった方が窃盗等の犯罪を重ねて、もう、地域社会の中で行き場がなくて刑務所に入っていくと。それも繰り返し入っていくという状況がございます。そうした背景の中で、国としては、いわゆる累犯の犯罪者が社会に出たときに、地域の中で生活できるように、二度と刑務所に戻らないで済むように、そういった観点から福祉の手を差し伸べ

ていこうというのが背景でございます。そういった背景を基に、市としましてこの地域福祉計画の中に取り込んで、再犯防止のためにどういったことができるのかを考えていきたいということでございます。

以上でございます。

○会長

ありがとうございました。

A委員、よろしいでしょうか。

○A委員

説明を伺えたんですけども、特にこの再犯の防止とか、犯罪者の社会復帰を支援するという事は、別の更生保護とかいう観点からのもので支援するというのがあると思うんですけども、この市の地域福祉計画の中でも、そういう社会福祉法の改正に伴って、全般的にこれも取り込むことになったという、全国的にもそういう一歩を踏み出して、犯罪を犯した人を更生させるということもこの地域福祉計画の中に盛り込んでいくんですよということで、これはかなり踏み込んであるなと思うんですけど。国の社会福祉法の改正ということであれば、これはやむを得んのかなとも思うわけですけども、これ、少し大変な課題ではないかなという認識をしたものですから、お尋ねしたところです。

今後、具体的な中身の計画をされていくんだと思いますけれども、保護司の皆さんとか、あるいは更生保護のいろんな団体や国の団体との連携も当然この中に入ってくると思いますけれども、難しい課題だと思うので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○会長

関連でしょうか。

○B委員

はい。

○会長

B委員。

○B委員

私もこれを、読ませていただいて、どういう意味かなと思ったんですけども。私は保護司会の会長をさせていただいておりますけれども、再犯を起こさないように、出所者が保護観察つきとなれば、保護司が対象者として受けもちます。知的障害者の方が受け入れるところは、雲仙・虹というところに受け入れてもらって、指導してもらったりして。雲仙・虹のほうに保護司もいらっしやいますので、そういう再犯防止の点が、今、A委員が言われたように、保護司とか、またその先では、更生保護女性会の方も一緒にさせていただくんですけども。この福祉計画の中での、この再犯防止というのは、どのような意味

を含めるのかなと思ってお聞きします。

○会長

福祉総務課長。

○福祉総務課長

ただいまの御質問にお答えをいたします。

まず、今回のこの再犯防止という項目でございますが、この地域福祉計画の中で、これら、先ほど申し上げたように、あくまでも、この地域福祉の推進に関する基本理念、あるいは施策の方向性を定めるのがこの計画の策定の主旨でございます。その一環で再犯防止についても取り上げていこうということでございます。

それと、先ほど御説明したところと重なりますけれども、地域共生社会という概念が、これは国が示したものでございますけれども、大変幅広い概念でございます。そういった地域の中で、様々な生活上の問題・課題を抱えている人の中に、そういう犯罪を犯したことがある人も含まれているという考え方でございます。国が示した地域福祉計画の策定に関するガイドラインの中でも、この再犯防止について取り上げることになっておりますので、そこは一定の方向性の中で取り上げていくということで、御理解をいただければと考えております。以上です。

○会長

よろしいでしょうか。

今回、法の改正を基に提案されたと思うんですけども、今後、詰めていく必要も出てくるかと思っておりますので、保護司も含めて連携を図っていくということで一応理解したいなと思っております。よろしいでしょうか。

○B委員

はい。

○会長

ありがとうございます。

ほかにごございませんでしょうか。

○C委員

今の議論に少し関連することですが、地域福祉計画、これはもう随分前から全国的に進められていたことですが、改めて、その地域福祉といったものの概念というのが、先ほどお話にありましたけども、かなり包括的というか、非常に広範囲に入っている、広範囲になってきていると。あらゆる暮らしの課題みたいなことが、この対象の中に入ってきてるということで言えば、私ども、よく、分かりやすく言うと、安心・安全なまちづくりと一緒に、そういう目標の中にこの地域福祉計画を位置づけていくと。例えば、その累犯の方が地域で

迷ってた、戸惑ってらっしゃるとか、あるいは、成年後見制度を使わざるを得ない人たちが、地域にいっぱいいらっしゃるとか、サービスにアクセスできないで困ってらっしゃるといった実態は、どの地域にもあるだろうと思います。そういうものをまずサービスにつないでいくような仕組みを考えていくと。

これまで、この累犯者に関しては、私ども範囲外という思いを、私自身も実はそういう意識を持っていたんですが、最近、いわゆる社会福祉の専門家が、司法の分野にも入って行って、裁判のプロセスの中に、実はソーシャルワーカーの方が入ってくるという動きが、今、出てきてますし。それから、長崎県では、特に地域生活定着のための動きが、全国的にも早い時期からスタートしてるという地域柄もあって、何か新しい動きをぜひ期待したいなと個人的には思っています。以上です。

○会長

コメントということでお伺いしたいと思います。ありがとうございました。

4. その他

○会長

その他ございませんでしょうか。

それでは、それぞれ抱えてる問題が、各団体、機関あると思います。ここでは、取りあえず1つの流れをつくっていくということで御理解いただいて、また、後々、これはどうかなというのがありましたら、担当課にお尋ねをいただくということでよろしいでしょうか。どうしても確認したいというのがあればお受けしますが、よろしいでしょうか。

それでは、ほかになければ本日の議事は終了したいと思います。

ここで、健康福祉部長から発言の申出がっておりますので、お願いいたします。

○健康福祉部長

本日は、皆様には熱心に御審議いただき、ありがとうございました。本日、御審議いただきました諫早市地域福祉計画につきましては、令和4年度からの新たな計画として、今後、本審議会において、計画の素案作成に向けた具体的な審議を進めていくことになると思っております。

先ほどから御議論がございましたが、地域共生社会という新たな概念を次の令和4年度から始まる計画で初めて載せるという形になりますので、まずそれをどうするのかというのが、皆様にも、私たちにとっても、お互いに勉強というか、少し考えていかなきゃいけないのかなと考えております。

地域福祉計画については、今後、アンケートなどいろいろな活動をして、それで作るようになります。

今現在、高齢者の福祉計画と第8期介護保険事業計画、それから、障害者・

障害児福祉計画につきまして、各部会で審議をいただいているところでございます。これらにつきましては、年明けになると思いますけれども、審議会で最終的な案、骨子案の審議を行っていただくことになると思っております。

いずれにいたしましても、本市の健康福祉行政の推進において大切な計画ですので、引き続き御協力をお願いしたいと思います。

本日は誠にありがとうございました。

○会長

事務局から、何か連絡事項はありませんか。よろしいですか。

○事務局

はい。

5. 閉会

○会長

ありがとうございました。

マザー・テレサさんの言葉の中に、a drop in the ocean、大きな海の中の一滴という言葉が使われているんです。本当に、大きな海の中では、私たちがやることも一滴かもしれないですが、それがそれぞれ合わさって行って、本当に大きな海になるような諫早市の活動ができればいいなと思っているところです。本当に今後ともよろしくお願いしたいと思います。

それでは、これをもちまして審議会を閉じたいと思います。

お疲れさまでした。

(午後 7 時 47 分終了)